

条例の改正

災害対策基本法の 一部改正のため

災害会議条例の一部を改正
災害対策本部条例の一部を改正

（全員賛成で可決）

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、防災会議条例及び災害対策本部条例の一部が改正されました。

児童手当法の一部 改正のため

乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正

（全員賛成で可決）

乳幼児医療費は、現在対象は就学前までとなっていますが、認定の際に所得制限（児童手当法に準拠）があり、かつ初診料などの自己負担額は定

額を支払う必要があります。今回、児童手当法の一部が改正され、所得制限額が引き上げられたことにより認定の制限枠が緩和されました。

	所得制限額（扶養親族等の数が0人の場合）	
	改正前	改正後
非被用者 （国民健康保険）	460万円	622万円
被用者（社会保険） 又は 公務員（共済保険）	532万円	

過疎地域自立促進 計画

計画の変更

（全員賛成で可決）

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業を追加するなどの変更です。国の予算の範囲内という条件がありますが、過疎債のソフト事業債の限度額が引き上げられたことから、当初計画では想定してなかった事業も計画に追加されました。

※過疎債とは

過疎地域自立促進特別措置法に基づいて発行される地方債。

同法に定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる。発行額に応じて国からの地方交付税が増額される。

その他の議案

請負契約の締結

流域関連公共下水道事業

（全員賛成で可決）

中山処理分区管渠築造
工事（第45工区）

【契約の相手方】

藤本・九軌共同企業体
共同企業体代表者
藤本土木 株式会社
代表取締役 藤本 万一

【工期】

170日間
平成24年9月27日から
平成25年3月15日まで

（全員賛成で可決）

中山処理分区管渠築造
工事（第46工区）

【契約の相手方】

大山・マツザイ共同企業体
共同企業体代表者
大山土木 株式会社
代表取締役 大山 忠雄

【工期】

170日間
平成24年9月27日から
平成25年3月15日まで

（全員賛成で可決）

西川処理分区管渠築造
工事（第13工区）

【契約の相手方】

光城・フジタ共同企業体
共同企業体代表者
有限会社 光城建設
代表取締役 光城 吉春

【工期】

170日間
平成24年9月27日から
平成25年3月15日まで

